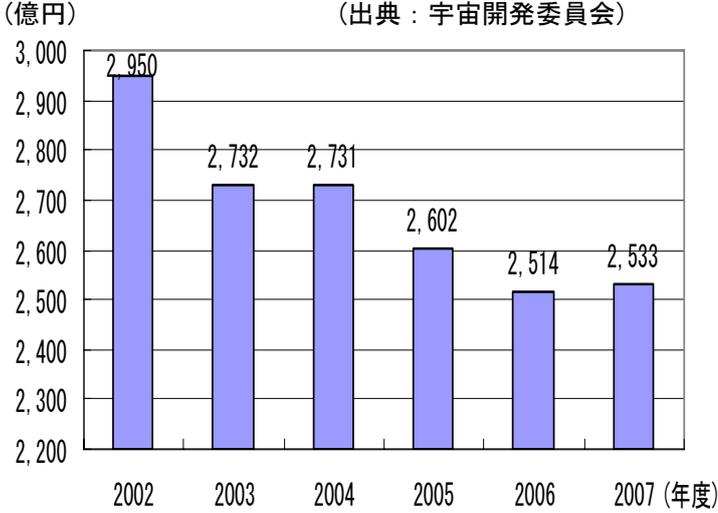
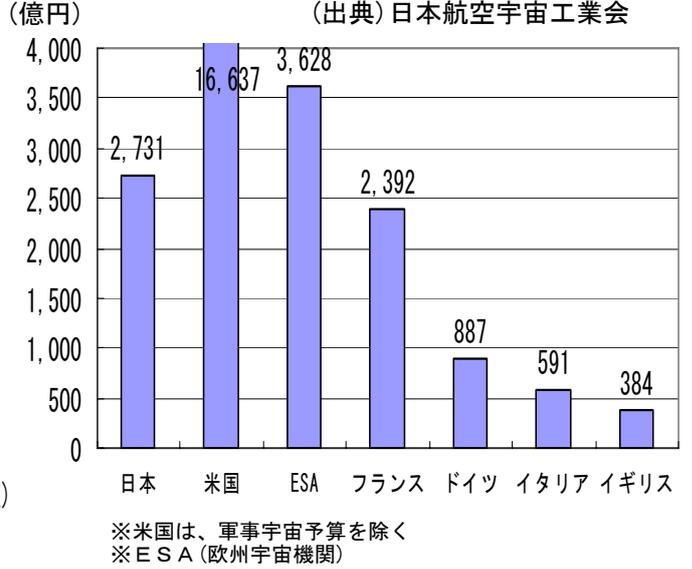


宇宙開発の現状

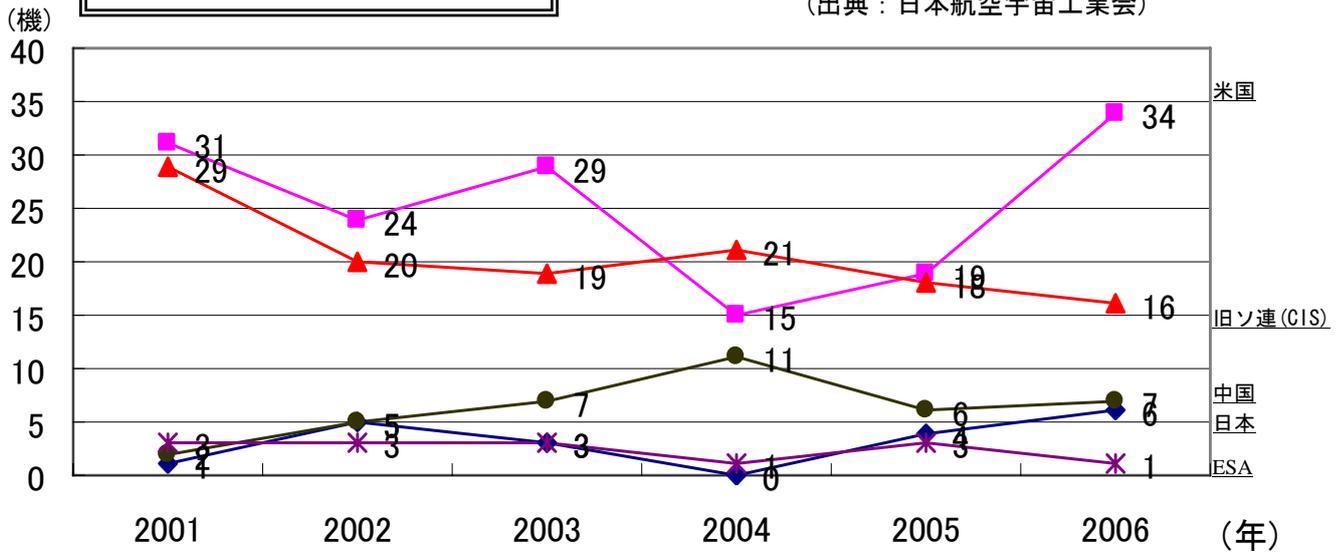
日本の宇宙開発関係予算



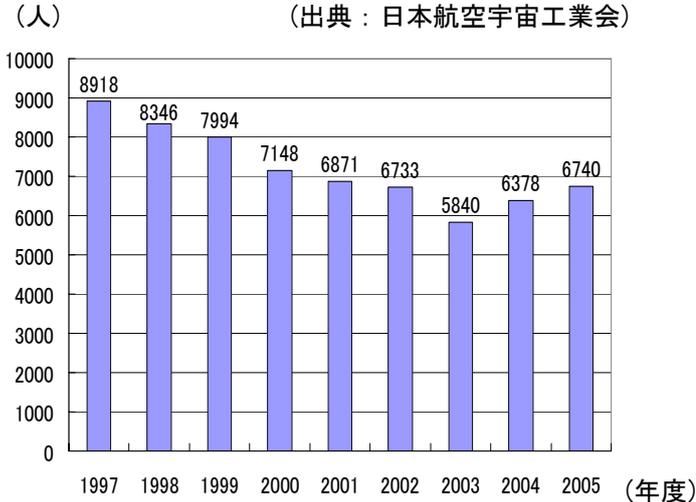
各国の宇宙開発予算(2004年)



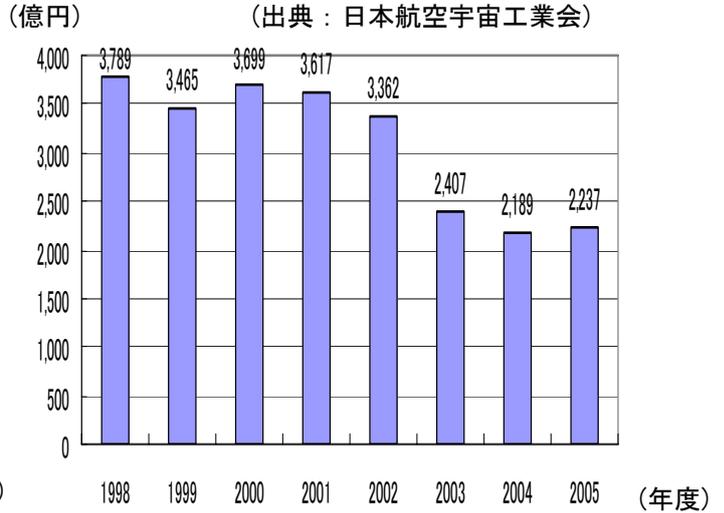
各国の人工衛星打上げ状況



国内宇宙産業界の従業員数



宇宙工業の売上高の推移



我が国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議 (1969年5月9日衆議院本会議)

我が国における地球上の大気圏の主要部分を越える宇宙に打ち上げられる物体及びその打ち上げロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉を図り、あわせて産業技術の発展に寄与すると共に、進んで国際協力に資するためにこれを行うものとする。

「平和」という語の意味に関する政府答弁 (1969年5月8日衆議院科学技術振興対策特別委員会)

(石川委員)

それから平和利用——平和という文字は、世界的には「非侵略」という使い方が一つある。それから「非軍事」という考え方もあるわけです。しかし、日本の場合には、憲法というたてまえもあって、この平和という文字はあくまでも「非軍事」というようなものに理解されるのが常識になっておるわけです。したがって、この決議がもし上程をされるとすれば、そういう意味の非軍事であるというようにことが前提として確認をされなければならぬ、こう思っておるわけでございます。その点について、どうお考えになっておりますか。

(木内国務大臣)

いまの非軍事という御解釈、大体私はそのとおりで思っております。

国会決議「平和の目的」と自衛隊による衛星利用についての政府見解 (1985年2月6日衆議院予算委員会)

(加藤国務大臣)

国会決議の「平和の目的に限り」とは、自衛隊が衛星を直接、殺傷力、破壊力として利用することを認めないことは言うまでもないいたしまして、その利用が一般化しない段階における自衛隊による衛星の利用を制約する趣旨のものと考えます。

したがいまして、その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星につきましては、自衛隊による利用が認められるものと考えております。

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国交活動を律する原則に関する条約 (宇宙条約 1967年10月10日発効)

第4条

条約の当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束する。

月その他の天体は、もっぱら平和的目的のために、条約のすべての当事国によって利用されるものとする。天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は、禁止する。科学的研究その他の平和的目的のために軍の要員を使用することは、禁止しない。月その他の天体の平和的探査のために必要なすべての装備又は施設を使用することも、また、禁止しない。